

消防ビル消防計画（中規模用）

第1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、防火対象物の防火管理について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

建物（事業所）の名称を記載してください。
建物の一部分（テナントなど）の場合は、該当する部分の名称を記載してください。

第2 適用範囲

この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- 1 当事業者に勤務し、出入りするすべての者
- 2 防火管理業務の一部を受託している者
- 3 当事業所の管理権原の及ぶ範囲は、消防ビル全体の部分である。（別図の部分）

この消防計画の適用範囲を記載してください。
※消防計画の届出の権限が及ぶ範囲を記載してください。

第3 防火管理業務の一部委託（該当する場合のみ）

1 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者及び防火管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施するものとする。

2 委託者への報告等

委託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理業務の委託状況

防火管理業務の委託状況は、次のとおりとする。

受託者（管理会社等）の状況

- 1 氏名（法人名） 札幌消防警備 株式会社
- 2 住所（法人所在地） 札幌市中央区南4条西10丁目

防火管理業務の委託状況

- 1 委託業務方式 （ 常駐方式・巡回方式・遠隔移報方式・その他 ）
- 2 委託内容 火気物品の持ち込み管理、収容人員の管理など

防火管理者が行うべき業務のうち、一部を委託する場合に記載してください。
委託内容は、実際に委託している内容を記載してください。
※防犯監視などは防火管理の一部委託にあたりません。

第4 管理権原者及び防火管理者の業務

管理権原者

- 1 管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、最終的な責任を負うものとする。
- 2 管理権原者は、建物構造の防火上の不備や消防用設備等の不備が認められた場合は、速やかに改修するものとする。
- 3 管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の避難上必要な通路、階段、出入口等について、適正に維持管理するものとする。

防火管理者

- 1 防火管理者は、この計画の作成及び実行に係る全ての権限を持って、次の業務を行うこととする。
- 2 所轄消防署への報告及び連絡
- 3 消防計画の作成、変更
- 4 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- 5 火災予防の自主検査、点検の実施及び監督
- 6 消防用設備等の法定点検、整備及びその立会い
- 7 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- 8 火気使用、取扱いの指導及び監督
- 9 収容人員の適正管理
- 10 従業員等に対する防火・防災教育の実施
- 11 火元責任者等に対する指導及び監督
- 12 管理権原者への提案や報告
- 13 放火防止対策の推進
- 14 統括防火管理者への報告（※統括防火管理者が該当になる場合）

第5 消防機関との連絡

管理権原者は、次の業務について、所轄消防署長への報告、届出及び通報を行うこととする。

- 1 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を選任したとき、又はこれを解任したときは、管理権原者は速やかに届け出ることとする。
- 2 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又はその内容を変更したときは、速やかに防火管理者に届出を行わせることとする。
- 3 自衛消防訓練実施の通報（届出）
消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施するとき、又は実施したときは、防火管理者に通報（届出）させることとする。
- 4 防火対象物の点検報告（該当する場合のみ）

点検終了後、防火対象物点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が報告内容を確認した後に、管理権原者が報告することとする。

5 特例認定の申請（該当する場合のみ）

防火対象物の点検報告免除の認定を申請する場合、管理権原者及び防火管理者が申請内容を確認した後に、管理権原者が届け出ることとする。

6 禁止行為の解除承認申請

喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が申請内容を確認した後に、管理権原者が申請することとする。

7 催物開催の届出

事業所内において、映画、演劇などの催物を開催するときは、管理権原者及び防火管理者が届出内容を確認した後に、管理権原者が届け出ることとする。

8 消防用設備等の点検及び結果の報告

消防法第17条の3の3に基づき、建物に設置されている消防用設備等については、6か月に1回の機器点検、1年に1回の総合点検を実施するとともにその点検結果を、（1年・3年）年に1回、管理権原者及び防火管理者が報告内容の確認をした後に、管理権原者が報告することとする。

9 その他

その他、管理権原者の変更、建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に消防署に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこととする。

飲食店、物品販売店、病院などは1年、
共同住宅、事務所などは、3年、
複合用途がある場合は、
全体の用途から選択してください。

第6 防火管理に関する台帳の作成、整備及び保管

防火管理者は、適正な防火管理業務を遂行するため、第4により申請、報告、又は届出をした書類及びその他防火管理業務に必要な次の書類等について防火管理維持台帳を作成し、整備、保管するものとする。

- 1 防火管理者選任（解任）届出書、消防計画作成（変更）届出書
- 2 消防用設備等設置届出書の写し
- 3 消防用設備等検査済証
- 4 消防用設備等点検結果報告書の写し
- 5 本計画に基づき、次の事項の状況を記載した書類
 - ・ 火災予防上の自主防火管理点検状況
 - ・ 避難施設の維持管理状況
 - ・ 防火上の構造の維持管理状況
 - ・ 防火上必要な教育の実施状況
 - ・ 定員管理、収容人員の管理状況
 - ・ 消火、通報及び避難等の訓練実施状況
 - ・ 工事中における火気取扱の監督状況

- 6 消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
 - 7 統括防火管理者選任（解任）届出書の写し（※）
 - 8 防火対象物の全体についての消防計画作成（変更）届出書（※）
 - 9 防火対象物点検結果報告書の写し（※）
 - 10 防火対象物点検報告特例認定申請書の写し（※）
 - 11 防火対象物点検報告特例認定（不認定）通知書、特例認定取消書（※）
 - 12 その他防火管理上必要な書類
- （※）は該当になる場合に備えること

第7 予防管理対策

1 防火管理の自主検査

防火管理者は、防火管理、避難施設等、火気設備等、消防用設備等の点検について法定点検のほかに、別表1の「自主検査チェック表」に基づき、自主点検を実施するものとする。

2 消防用設備等の点検

消防用設備等の点検は、4月と10月（報告は10月）に行い、防火管理者が立ち会う。

3 防火対象物点検は、10月に行い、防火管理者が立ち会う。 （該当する場合のみ。）

自主検査チェック表は、事業所で様式を定めている場合は、差し替えることができます。

設備点検は、
・半年ごとの機器点検
・1年ごとの総合点検
を行う必要があります。

防火対象物点検は、
・不特定多数の者が出入りする建物で、収容人員が300人以上
・不特定多数の者が出入りする用途が3階以上にあり、その部分から地上までの階段が1つ
の場合、点検し、報告する義務があります。

第8 報告等

1 点検、検査結果の記録及び報告

自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に結果報告を行うものとし、不備を発見した場所においては、速やかに防火管理者に報告するものとする。

2 不備の報告

防火管理者は、点検実施者から報告された内容において不備がある場合は、必要に応じて現地確認を行ったうえ管理権原者に報告するものとし、不備を是正するものとする。

なお、防火管理者は、不備の改修にあたり予算措置等の理由から日数を要するものについては、管理権原者の指示を受けて改修計画を樹立するものとする。

第9 火災予防措置

1 火気等の使用制限等

防火管理者は、事業所内における喫煙及び火気等の使用について制限を行い、その具体的な場所等を指定するものとする。

2 臨時の火気使用等

事業所で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前連絡をし、承認を得るものとする。

- ・ 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき。
- ・ 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- ・ 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- ・ 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- ・ 改装、模様替え等の工事を行うとき。

3 火気等の使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- ・ 火気設備・器具は、指定場所以外では使用しないこと。
- ・ 火気設備・器具は、事前に設備・器具を検査してから使用すること。
- ・ 火気設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物を置かないこと。
- ・ 火気設備・器具を使用した後には、必ず設備・器具を点検し、安全を確認すること。
- ・ 喫煙に当たっては、必ず灰皿等の喫煙容器のある場所において喫煙することとし、喫煙後は水の入った吸い殻入れに吸い殻を入れ、喫煙禁止場所となっている部分では、喫煙しないこと。

4 収容人員の管理

防火管理者は、催物の開催などにより混雑が予想される場合は、収容人員の適正化に努めるとともに、避難経路の明示及び避難誘導員の配置などの必要な措置を行ものとする。

5 避難施設・防火施設の維持管理

防火管理者は、次の事項に留意して施設の維持管理のため、避難施設、防火施設を定期的に巡回点検し、常に良好な状態に保つよう努めるものとする。

- ・ 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備を設けないこと、又は物品を置かないこと。
- ・ 床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- ・ 避難口等に設ける戸は、容易に開閉できるものとし、廊下及び階段の有効幅員を狭めないように保持すること。
- ・ 防火戸は、常時閉鎖できるように保持し、閉鎖の障害又は延焼の媒体となる物品を置かないこと。

なお、防火戸の閉鎖位置と他の部分とを色別しておくこと。

6 避難経路図

防火管理者は、各階ごとに消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（別図）を作成し、従業員等に周知するとともに、見やすい場所に掲示するものとする。

第 10 工事中の安全対策

- 1 防火管理者は、事業所の敷地内で工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するものとする。また、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を所轄消防署長へ届出をするものとする。
 - ・ 増築等で、建築基準法に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。
 - ・ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。
- 2 防火管理者は、工事関係者に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。
 - ・ 溶接、溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して火災等の発生に際していつでも消火できる体制をとること。
 - ・ 工事関係者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - ・ 工事場所ごとに火元責任者を指定し、火気管理の状況について定期的に防火管理者に報告させること。
 - ・ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - ・ 放火防止のため、工事に使用する資器材等の整理、整頓をすること。

第 11 放火防止対策

防火管理者及び従業員等は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- 1 敷地内及び廊下、階段等の可燃物の整理、整頓又は除去を行うこと。
- 2 空き室、倉庫等の施錠管理を徹底し、不法侵入者が入れない環境づくりを行うこと。
- 3 休日、夜間等における巡回をすること。

第 12 自衛消防隊

- 1 火災等の災害発生時に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を設置する。
- 2 自衛消防隊には、〇〇 〇〇を自衛消防隊長として置くこと。
- 3 自衛消防隊の編成は、別表 2 のとおりとする。

防火管理者等、火災発生時の指揮者を記載してください。
役職名等での記載も可能です。

第 13 自衛消防活動等

- 1 指揮班の任務

指揮班員は、指揮所の設置、消火、通報及び避難状況、隊員の指示、命令の伝達、必要資器材の集結及び情報の収集等をするとともに、消防隊（消防機関）に協力するものとする。

指揮班は、建物の施設等を把握するため、建築関係資料等を保管しておくものとする。

2 通報連絡班の任務

通報連絡班員は、火災等の場所及び状況を把握し、直ちに119番通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じるものとする。

通報連絡班員は、消防隊が到着したときは、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所等の情報提供を行うものとする。

3 消火班の任務

消火班員は、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うものとする。

また、消防隊が到着したときは、出火場所、延焼状況、燃焼物体及び危険物品の有無等の情報を提供するものとする。

4 避難誘導班の任務

避難誘導班員は、火災等が発生した場合、次により避難誘導にあたるものとする。

- ・ 携帯用拡声器、懐中電灯、ロープ等の必要資器材を携行し、出火階に直行する。
- ・ 出火階及び上層階の避難誘導班員に避難開始の伝達を行うこと。
- ・ 出火場所付近にいる避難者を優先に避難誘導を行うこと。
- ・ エレベーター及びエスカレーター前、非常口、避難階段、行き止まり通路等に部署し、非常口の開放を行うとともに、避難者を安全な地点に誘導すること。
- ・ 避難の際に障害となる物品を除去する。
- ・ 負傷者、未避難者及び要救助者の確認を行い、本部に報告する。

5 避難誘導の留意事項

- ・ エレベーター及びエスカレーターによる避難は行わせないものとする。また、屋上への避難についても原則として行わせないものとする。

※屋上に避難橋等の避難設備が設置してある場合は、屋上への避難を行わせて差し支えないものとする。

- ・ 各出入口付近では、一旦避難した者が建物内に再び戻ることのないように避難者の動向に注意をはらうものとする。
- ・ 避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、出火階及び出火階より上層階にいる者を優先して避難させることとする。
- ・ 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認する。
- ・ 排煙口の起動操作を行うとともに防火戸、防火シャッター及び防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

- ・ 自分の身が危険だと判断した場合は、自らも避難することとする。

第14 休日、夜間における防火管理体制

1 休日、夜間における予防管理

警備員等は、定時に巡回するなど火災予防上の安全を確認するものとする。

2 休日、夜間における自衛消防体制

休日、夜間における自衛消防隊は、別表3のとおりとする。

3 休日、夜間に発生した災害に対する措置

休日、夜間に発生した災害に対しては、次の措置を行うものとする。

- ・ 火災を発見した際には、直ちに消防機関（119番）に通報後、初期消火活動を行うとともに、残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者などの関係者に対して、別に定める緊急連絡網により連絡するものとする。
- ・ 消防隊が到着した際には、消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供する。
- ・ 休日、夜間に発生した災害に対しては、事業所内に残留している従業員が自衛消防活動に協力するものとする。

第15 震災対策

1 震災予防措置

防火管理者は、地震による被害を最小限にするために、次の措置を行うものとする。

- ・ 看板、窓枠及び外壁等の倒壊、転倒、落下防止の措置をとること。
- ・ 棚、備品、什器及び物品等の転倒、落下防止の措置をとること。
- ・ 火気設備・器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- ・ 火気設備・器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等の作動状況を定期的に検査すること。
- ・ 危険物施設等における危険物の転倒、落下、漏洩等による発火防止の措置及び送油管等の緩衝装置の定期的な検査をすること。

2 備蓄品（備蓄品を準備できる場合）

震災に備え、次に掲げる品目を〇〇室に備蓄しておくとともに、保管場所には非常用の備蓄品であることを明示しておくものとする。

- ・ 飲料水
- ・ 非常用食料（乾パン類）
- ・ 懐中電灯
- ・ 携帯ラジオ

備蓄品を備える場所を記載してください。
備蓄品は例示です。必要に応じて記載してください。

- ・ 医療品
- ・ 携帯用拡声器
- ・ 応急復旧用工具（スコップ、金てこ等）

第 16 震災時の活動

1 震災直後の安全措置

地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- ・ 地震発生直後は、建物内の全ての者が自らの身の安全を守ることを最優先し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断を行うこと。
- ・ 全従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無を確認し、負傷者等が発生した場合には、自衛消防隊長に報告すること。
- ・ 自衛消防隊長は、事業所内の情報を把握するとともに二次災害等を防止するため、通報連絡班に次の内容の放送をさせるものとする。

ア エレベーターの使用の制限

イ 落下物からの身体防護の指示

ウ 屋外への不用意な飛び出しの禁止

エ ガラスの破片など床面等の散在物による負傷防止の指示

- ・ 地震が終息した後に、火気設備・器具は、安全が確認されるまで使用しないこと。

2 震災時の活動

防火管理者及び自衛消防隊長は、第 1 2（自衛消防隊）及び第 1 3（自衛消防活動等）に準じて震災時の活動を行うほか、次によるものとする。

- ・ 大規模な地震の場合には、自衛消防隊員を集合させて建物内の情報を収集するとともに、防火管理者は建物全体の被害状況を把握し、必要な指揮統制を行うこと。
- ・ テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて地震に関する情報の収集に努めるとともに、建物周辺の状況を把握すること。

3 避難方法

震災時の避難は、次によるものとする。

- ・ 事業者内にいる者を落ち着かせ、防火管理者又は自衛消防隊長が避難するよう命令までの間、周囲の物品の転倒、落下等に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど比較的 안전한 場所で待機させること。
- ・ 事業所から広域避難場所に誘導するときは、避難場所までの順序、道路状況、被害状況について説明すること。
- ・ 避難誘導班員は、各階の逃げ遅れの有無を確認した後に避難誘導を開始すること。
- ・ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。

- ・ 避難には車両等は使用せず徒歩とすること。
- ・ 避難は、事業者内の者が一団となり行動するものとし、先頭と最後尾に誘導員を配置し、誘導員は、避難経路途中の落下物など避難上の障害となる物品等の除去を行うこと。

4 救出・救助

救助要員は、逃げ遅れ者が倒壊物等の下敷きになるなど自力脱出できない場合には、自衛消防隊の保有する資機材を活用して救助活動を行うものとする。

5 応急救護

救護班員は、屋内の安全場所に応急救護所を設置し、応急救護所を設置した旨を館内放送により事業所内の従業員等に周知させること。

第 17 防火・防災教育、自衛消防訓練等

防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育の実施対象者、実施時期及び実施回数は、次のとおりとする。

教育・訓練	実施時期	対象者
防火・防災教育	(年 <u>2</u> 回)	正社員等
	採用時	新入社員等
自衛消防訓練 (部分訓練)	おおむね <u>4</u> 月	従業者等
自衛消防訓練 (総合訓練)	おおむね <u>10</u> 月	従業者等

任意の回数、時期を記載してください。自衛消防訓練は、不特定多数の者が立ち入る建物では、年2回以上実施してください。

防火・防災教育の内容

防火・防災教育は、次の事項について教育するものとする。

- 1 消防計画の内容に関すること。
- 2 火災を予防し、火災時の被害を最小限にするために従業員が守らなければならない事項に関すること。
- 3 火災発生時の対応に関すること。
- 4 地震発生時の対応に関すること。
- 5 その他防火・防災上必要な事項

防火管理者再講習（該当する場合のみ）

- ・ 防火管理者は、次のいずれかに該当するに至った場合は、甲種防火管理再講習を受講する。

ア 選任された日の4年以上前に甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから1年以内

イ ア以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以降における最初の4月1日から5年以内

- ・ 管理権原者は、再講習の受講に際して、必要な措置を講ずることとする。

防火管理者の再講習は、不特定多数の者が出入りする建物で、収容人員が300人以上の場合に必要です。

訓練実施結果の記録

訓練の実施結果、指導事項等の記録は、防火管理に関する台帳に編纂しておくこととする。

附 則

この計画は、〇〇年〇月〇〇日から施行する。

別表 1

自主検査チェック表

検査項目		結果
建築構造	基礎・柱・はり・壁・床に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか	○
	天井の仕上材に、剥離・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか	○
	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下または枠自体のはずれの恐れのある腐食・ゆるみ・著しい変形等がないか	○
	外壁・ひさし・パラペットの仕上材に、剥離・落下の恐れのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか	○
	屋外階段の各構成部材に、手すりの破損・腐食・ひび割れはしていないか	○
防火設備	防火戸等は、円滑かつ完全に開閉できるか	○
	防火戸等の閉鎖の障害となる物品等を放置していないか	○
避難施設	避難通路は幅員が確保され、避難上支障となる物品等を置いていないか	○
	階段室に物品が置かれていないか	○
	・避難扉の開放方向は避難上支障ないか。 ・避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 ・避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に 物品その他の障害物はないか	○
火気設備 火器器具	厨房設備 ・可燃物品からの保有距離は適正か。 ・異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ・燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	○
	ガスストーブ・石油ストーブ ・自動消火装置は、適正に機能するか。 ・火気周囲は、整理整頓されているか。	○
電気設備	電気器具のコードの亀裂・老化・損傷はないか	○
	タコ足の接続を行っていないか	○
	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか	○
その他	例) 危険物 ・容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ・危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ・整理清掃状況は適正か	○
検査日・検査実施者氏名 ○○ ○○		防火管理者確認欄 ×× ××

※検査を実施し、良の場合○を、不備のある場合×を付する。

なお、不備がある場合、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

別表 2

自衛消防隊の編成

1 自衛消防隊長 （職：〇〇課長、氏名：〇〇 〇〇）

2 自衛消防副隊長 （職：〇〇課長、氏名：〇〇 〇〇）

3 各階の自衛消防隊

1 階	・ 指揮班 （氏名：〇〇 〇〇、氏名：〇〇 〇〇） ・ 通報連絡班 （氏名：〇〇 〇〇、氏名：〇〇 〇〇） ・ 消火班 （氏名：〇〇 〇〇、氏名：〇〇 〇〇） ・ 避難誘導班 （氏名：〇〇 〇〇、氏名：〇〇 〇〇） ・ 救護班 （氏名：〇〇 〇〇、氏名：〇〇 〇〇）
2 階	・ 指揮班 （氏名：____、氏名：____） ・ 通報連絡班 （氏名：____、氏名：____） ・ 消火班 （氏名：____、氏名：____） ・ 避難誘導班 （氏名：____、氏名：____） ・ 救護班 （氏名：____、氏名：____）
3 階	・ 指揮班 （氏名：____、氏名：____） ・ 通報連絡班 （氏名：____、氏名：____） ・ 消火班 （氏名：____、氏名：____） ・ 避難誘導班 （氏名：____、氏名：____） ・ 救護班 （氏名：____、氏名：____）
4 階	・ 指揮班 （氏名：____、氏名：____） ・ 通報連絡班 （氏名：____、氏名：____） ・ 消火班 （氏名：____、氏名：____） ・ 避難誘導班 （氏名：____、氏名：____） ・ 救護班 （氏名：____、氏名：____）
・ ・ ・	・ 指揮班 （氏名：____、氏名：____） ・ 通報連絡班 （氏名：____、氏名：____） ・ 消火班 （氏名：____、氏名：____） ・ 避難誘導班 （氏名：____、氏名：____） ・ 救護班 （氏名：____、氏名：____）

別表 3

休日、夜間の自衛消防隊編成表

指揮者	→	防災設備監視要員 (<u>2</u> 名)	→	・通報連絡担当 ・消火担当
	→	施設管理要員 (<u>2</u> 名)	→	・消火担当
	→	夜間営業店舗の従業員 (<u>1</u> 名)	→	・避難誘導担当 ・消火担当 ・救護担当

※ 夜間の残業者及び休日出勤者も、自衛消防活動を行うものとする。